

## 介護予防がんじゅうポイント制度実施要領

(令和元年9月9日決裁)

改正 令和2年7月8日

(目的)

第1条 この要領は、介護予防がんじゅうポイント制度実施要綱（以下、「要綱」という。）第15条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(受入機関)

第2条 要綱第2条に規定する受入機関とは、下記の団体とする。

- (1) 地域型地域包括支援センター
- (2) 住民主体による通いの場（以下、高齢者サロン等という）
- (3) 地域密着型サービス事業所及び通所介護事業所等
- (4) その他市長が認めた団体

(介護予防介護予防がんじゅうポイント活動の範囲)

第3条 要綱第2条に規定する介護予防がんじゅうポイント活動の範囲は、受入機関が依頼する活動者の介護予防となる活動として下記の内容は対象外とする。

- (1) 専門的な生活援助（治療食の調理、特殊な清掃など）
- (2) 身体介助（身体介助、排泄介助、移動介助など）
- (3) 車での送迎
- (4) 医療行為（薬の仕分け、傷の処置など）
- (5) その他危険が伴うと予測される活動

2 高齢者サロン等に参加している者は、自身が参加している高齢者サロン等での活動者とはなり得ない。

(受入機関での介護予防ポイント活動内容)

第4条 第2条に規定された受入機関での介護予防がんじゅうポイント活動内容については下記の通りに定める。

- (1) 地域型地域包括支援センター
  - ①高齢者サロン等へのお誘い
  - ②高齢者宅のゴミ出し
  - ③高齢者宅への訪問・声掛け
  - ④高齢者宅の電球交換
  - ⑤その他地域の高齢者が支援を必要とする活動等
- (2) 高齢者サロン等
  - ①レクリエーション支援（歌、手工芸、リズム体操の指導等）
  - ②イベントでの余興（踊り、楽器演奏等）
  - ③日常生活に役立つ講話

- ④パソコン等を利用したチラシや資料の作成
  - ⑤会食のための調理の手伝い
  - ⑥その他高齢者サロンの運営に必要な活動等
- (3) 地域密着型サービス事業所及び通所介護事業所等
- ①レクリエーションの指導及び参加の支援（歌、手工芸等）
  - ②イベント等での余興（踊り、楽器演奏等）
  - ③利用者の余暇支援（話相手、囲碁や将棋の相手等）
  - ④その他受入機関の職員とともに行う軽微かつ補助的な作業
- (4) その他市長が認めた団体
- 地域の高齢者が支援を必要とする活動等
- (受入機関の休止・終了・再開)

第5条 受入機関が活動者の受入を休止又は、終了又は、再開する場合は、介護予防がんじゅうポイント活動者受入機関（休止・終了・再開）を市に提出すること。

(活動評価ポイント対象期間)

第6条 活動評価ポイント対象期間は、当該年度の4月から翌年2月末とする。

(スタンプの管理・押印方法)

第7条 市及び受入機関は下記に定められたとおりにスタンプの管理及び押印するものとする。

- (1) 市は、指定の活動確認スタンプ（以下「スタンプ」とする。）1個を受入機関に貸与する。
- (2) 受入機関の代表者はスタンプの管理者として注意義務の下に管理しなければならない。
- (3) 受入機関は活動者からポイントカードを提示された際、1活動につき1回のスタンプを押印する。ただし、当該活動は他団体の活動を含め、1日に2ポイントを限度とする。
- (4) 前号により、スタンプを押印した場合は、受入機関が管理する介護予防がんじゅうポイント制度実績報告書（以下、「実績報告書」とする。）へ活動日及びスタンプを押印日を記載すること。
- (5) 受入機関は活動評価ポイント対象期間終了後、当該期間の3月10日までに実績報告書を市に提出することとする。
- (6) 受入機関の休止又は、終了を届出た場合は、速やかに市へスタンプを返却すること。

(ポイントカードの紛失)

第8条 活動者が、交付されたポイントカードを紛失した場合は、市に申出を行い再交付を受けることが出来る。ただし、それまでにふよされていたポイントは失効するものとする。

(活動保険)

第9条 活動者は介護予防がんじゅうポイント活動実施前に「社会福祉法人全国社会福祉協議会 ボランティア活動保険」に加入するものとする。加入手続きは市が代行し、費用は全額市が負担する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年9月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月8日から施行する。